

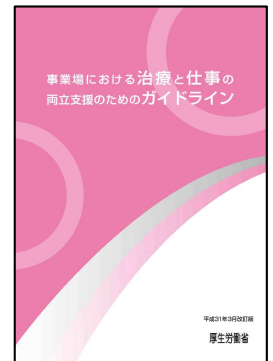
治療と仕事の両立支援を始めてみませんか！

奈良労働局からのご案内

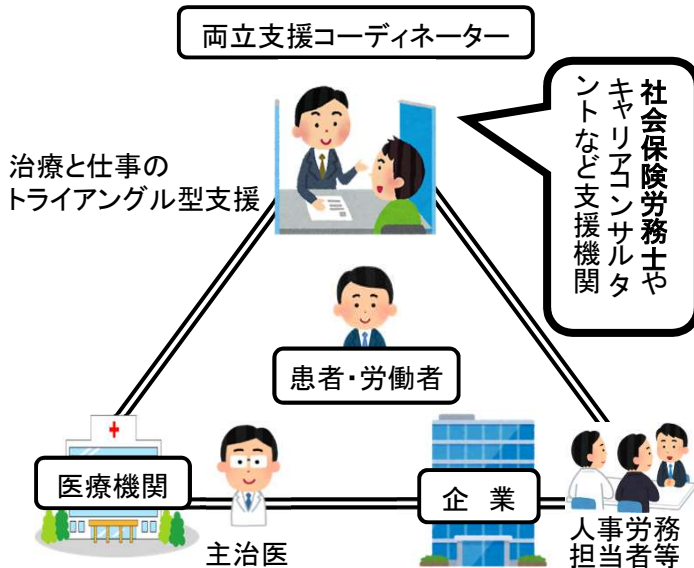
近年、労働者の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いています。しかしながら、多くの方が治療のために離職している状況です。今日、治療方法の進歩により、かつて「不治の病」とされていた疾病も生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあります。病気になったからと言って、すぐに離職しなければならぬという状況が必ずしも当てはまらなくなっています。企業にとって、貴重な人材の喪失を防ぐためにも、安心して働ける環境を築くためにも、今、治療と仕事の両立支援を始めてみませんか！

両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）

- 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- 研修等による両立支援に関する意識啓発
- 相談窓口の明確化等
労働者が安心して相談・申出できる相談窓口及び情報の取扱い等を明確化
- 休暇・勤務制度の整備
両立支援のために利用できる休暇・勤務制度を検討・導入
【休暇制度】時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇
【勤務制度】短時間勤務制度、テレワーク、時差出勤制度、試し出勤制度



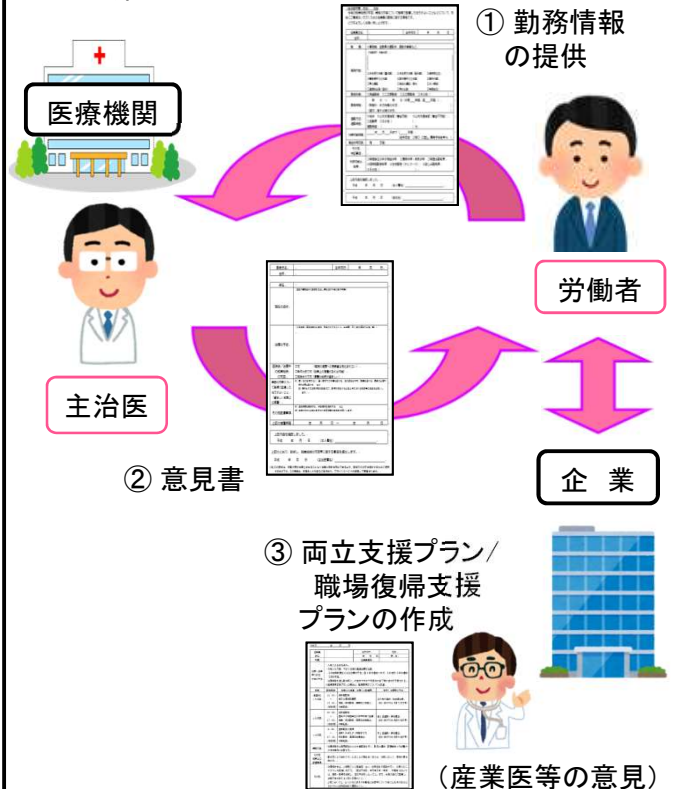
個別の両立支援の進め方



両立支援コーディネーターの役割

主治医と企業の連携の中核となり、患者に寄り添いながら、個々の患者ごとの治療・仕事の両立に向けた治療と仕事の両立プランの作成支援などを行います。

※ 両立支援の検討は、労働者からの企業への申出から始まる



本制度導入などに対し、「治療と仕事の両立支援助成金」制度があります。詳しくは、労働者健康安全機構のホームページを見て下さい。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1389/Default.aspx>